

# 教育委員会日程

1 日時 令和6年5月9日(木) 午後3時00分から

2 場所 教育委員会室

3 日程

## 議決事項

- 第1 議案第25号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
- 第2 議案第26号 幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について
- 第3 議案第27号 令和6年度 墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価に係る実施方針について
- 第4 議案第28号 令和6年度就学相談委員会委員の委嘱発令について
- 第5 議案第29号 墨田区指定文化財の指定の諮問について

## 報告事項

- 第1 寄付者への感謝状の贈呈について(資料1)
- 第2 学校運営協議会委員の任命について(資料2)
- 第3 令和5年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告について(資料3)
- 第4 令和6年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告について(資料4)
- 第5 児童・生徒の事故等の状況について(資料5)
- 第6 東京都指定有形文化財の指定に伴う墨田区指定文化財の指定解除について(資料6)

## 議案第25号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年5月9日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

本区の職員について夏季休暇の取得期間の拡大が行われたこと等を踏まえ、幼稚園教育職員についても同様の措置を講ずるため、所要の規定整備を行う必要がある。

## 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正 について

### 1 趣旨

現行の夏季休暇の取得期間（7月～9月）が業務の繁忙期等の事情により、取得することが困難な職員がいることに加え、本区の職員について、柔軟な働き方を推進するための取組として、取得期間の拡大が行われたことを踏まえ、幼稚園教育職員についても、同様の措置を講ずる。

### 2 改正内容

改正後	改正前
<u>6月1日から10月31日まで</u>	<u>7月1日から9月30日まで</u>

### 3 施行期日 公布の日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（夏季休暇）</p> <p>第27条 夏季休暇は、<u>夏季の期間（6月1日から10月31日までをいう。）</u>において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第27条 夏季休暇は、<u>夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）</u>において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2～5 [略]</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第26号

## 幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年5月9日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

令和6年4月分の給与を基に算出した幼稚園教育職員の宿日直手当額が現行額を下回るため、所要の規定整備を行う必要がある。

## 墨田区教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局

区立幼稚園

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第7号）の一部を次の表のように改正する。

令和6年 月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（宿日直手当の支給額）			〔同左〕		
第2条 宿日直手当の支給額は、別表のとおりとする。			第2条 宿日直手当の支給額は、別表のとおりとする。		
別表			別表		
単位	勤務時間	支給額	単位	勤務時間	支給額
1回につき	5時間以上の場合	<u>6,000円</u>	1回につき	5時間以上の場合	<u>6,200円</u>
	5時間未満の場合	<u>3,000円</u>		5時間未満の場合	<u>3,100円</u>

## 付 則

この訓令は、令和6年5月9日以後の宿日直勤務(同日前から引き続くものを除く。)について適用する。

## 議案第27号

令和6年度 墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価に係る実施方針について

上記の議案を提出する。

令和6年5月9日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和5年度の墨田区教育委員会の権限に属する事務について、点検・評価を実施するためその方針を定める必要がある。

## 令和6年度 墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価に係る実施方針について

### 1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の点検・評価を実施し、効果的な教育行政の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

### 2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、令和5年度の教育委員会の活動及び教育委員会が実施した施策・事業とする。

### 3 点検・評価の実施方法

教育委員会による点検・評価

- ア 令和5年度に実施した施策・事業の取組状況、成果及び課題について、PDCAサイクルを意識した内部評価シートを用いて自己点検・評価を行う。
- イ 内部評価シートには、昨年度の評価委員の意見を抜粋して表記するとともに、「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」における各事業の取組状況等を記載するほか、今回から、本指針に記載されている各指標の現状値についても記載することとする。このことにより、評価項目等が大幅に増加するため、今まで実施していた「重点審議事業」の選定は行わないこととする。

参考

- ・指標数（今回から目標値、現状値を記載） 計32指標
- ・内部評価対象事業（指針改定に伴い12事業増） 計59事業

第三者評価委員会の設置

- ア 教育に関し学識経験を有する者等で構成する「第三者評価委員会」を設置し、その知見の活用を図る。
- イ 第三者評価委員は、以下の3名とする。
- ウ 学校現場の実態把握及び地域住民参画の観点から、当委員会に校長会、PTAの代表者をオブザーバーとして招き、議論の活性化を図る。

評価委員 氏名	所 属 等
おぎ かずあき 尾木 和英	東京女子体育大学名誉教授
さとう はるお 佐藤 晴雄	帝京大学教育学部長
はせがわ ゆたか 長谷川 豊	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長

## 4 第三者評価委員会の開催

下表のとおり2回開催する。

回数	内容	出席者	時期(予定)
第1回	・評価委員委嘱等 ・事業評価 (すみだ教育指針「目標1～3」)	評価委員 オブザーバー	7月中旬
第2回	・事業評価 (すみだ教育指針「目標4～5」、 総括質疑等)	評価委員 オブザーバー	

## 5 全体スケジュール(予定)

時期	内 容
5～6月	実施方針の教育委員会決定
	内部評価の実施、取りまとめ
7月中旬	第三者評価委員会の開催(計2回)
7～8月	点検・評価結果報告書の作成
9月中旬	点検・評価結果報告書の教育委員会決定
9月下旬	点検・評価結果報告書を区議会へ提出(区HPにて公表)

## 議案第28号

## 令和6年度就学相談委員会委員の委嘱発令について

上記の議案を提出する。

令和6年5月9日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり委嘱及び任命する。

(提案理由)

墨田区就学相談委員会に関する要綱第3条の規定により、委嘱及び任命する必要がある。

## 令和6年度就学相談委員会委員の委嘱及び任命について

## 1 委嘱により就任する者

所属・役職等	氏名	備考
東京都児童相談センター	山田 佐登留	医師
墨田特別支援学校 教諭	上野 久美子 平野 志織・片岸 紀子	都立特別支援学校教諭
城東特別支援学校 教諭	谷 真由美・伊沢麻子	都立特別支援学校教諭
墨東特別支援学校 教諭	須永 佐和子・米沢 純子	都立特別支援学校教諭
すみだ福祉保健センター	小野 貴大	療育機関 みつばち園
すみだステップハウスおおぞら	古口 陽子	療育機関 にじの子
特別支援教育アドバイザー	土井 富夫	学識経験者

## 2 任命により就任する者

別紙のとおり

## 3 発令年月日

令和6年4月1日

## 4 委嘱及び任命期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 5 委嘱及び任命の根拠

墨田区就学相談委員会に関する要綱第3条

別紙 (任命により就任する者)

51名

所属・役職等	氏名	備考
緑小学校 校長	浮津 あゆみ	特別支援学級 設置校長
外手小学校 校長	柿沼 広美	
業平小学校 校長	伊藤 康次	
第四吾嬬小学校 校長	清水 雅也	
第一寺島小学校 校長	高橋 誠人	
第二寺島小学校 校長	由良 隆	
隅田小学校 校長	藤井 洋子	
立花吾嬬の森小学校 校長	向井 一郎	
墨田中学校 校長	小出 和正	
本所中学校 校長	齊藤 伸治	
竪川中学校 校長	稲垣 吉実	
寺島中学校 校長	田中 茂和	
横川小学校 校長	森村 聡彦	
緑小学校 教諭	田宮 正子	特別支援学級 担任教諭
外手小学校 教諭	三好 恵美	
中和小学校 教諭	山倉 さおり	
業平小学校 教諭	丸井 曜子	
第四吾嬬小学校 教諭	中田 道予	
第一寺島小学校 教諭	中島 啓太	
第二寺島小学校 教諭	和田 智子	
隅田小学校 教諭	伊藤 亜海	
立花吾嬬の森小学校 教諭	安永 育美	
墨田中学校 教諭	秦野 滝希	
本所中学校 教諭	服部 真由美	
竪川中学校 教諭	横田 麻朱美	
吾嬬第二中学校 教諭	吉田 千晶	
寺島中学校 教諭	岡戸 三佳	

所属・役職等	氏名	備考
押上小学校 教諭	佐藤 真穂	言語学級担任教諭
外手小学校 教諭	岡崎 あや	情緒障害等 学級担任教諭
錦糸小学校 教諭	芥川 英二	
言問小学校 教諭	田中 あづさ	
両国小学校 教諭	折居 麻紀	
菊川小学校 教諭	坂本 晃一	
第三寺島小学校 教諭	島田 彩加	
中川小学校 教諭	鈴木 宏美	
押上小学校 教諭	倉持 尚人	
梅若小学校 教諭	加藤 春奈	
両国中学校 教諭	橋本 香峯子	
吾嬬立花中学校 教諭	江原 大貴	
第三寺島幼稚園 副園長	小嶋 直美	幼稚園教諭
八広認定こども園 園長	田中 清美	保育園園長
子育て支援総合センター 相談員	波多野 恵	心理士
教育相談室 相談員	橋本 悟美	教育相談室員
学務課 課長	北野 亘	教育委員会 事務局職員
指導室 指導主事	凶師 和哉	
学務課給食保健就学相談担当 主査	草薙 京子	
学務課給食保健就学相談担当 主査	高山 秀樹	
学務課給食保健就学相談担当 就学相談員	小野島 敏夫	
学務課給食保健就学相談担当 就学相談員	木内 克明	
学務課給食保健就学相談担当 就学相談員	石田 陽子	
学務課給食保健就学相談担当 就学相談員	角田 梨央	

## 議案第29号

## 墨田区指定文化財の指定の諮問について

上記の議案を提出する。

令和6年5月9日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり諮問する。

(提案理由)

墨田区文化財保護条例第23条第2号の規定により、文化財保護審議会へ諮問する必要がある。

## 文化財の指定（諮問）

整理番号	24	所有者	宗教法人 隅田川神社(代表役員 井狩司)
種別	有形文化財(建造物)	住所	墨田区堤通二丁目17番1号
名称	隅田川神社社殿	管理責任者	
員数	本殿・幣殿・拝殿各1棟	住所	

構造形式	本殿・幣殿・拝殿から成る複合社殿(権現造)
設計施工	本殿・幣殿：手塚伊織 拝殿：酒井兼次郎・手塚巳之助・手塚源次郎
法量	社殿 本殿：正面一間、側面二間、背面二間 幣殿：正面一間、側面二間 拝殿：正面三間、側面二間
材料	檜・櫟(明治期の記録による)
建築年	拝殿：安政5年(1858) 本殿・幣殿：元治元年(1864)

令和2年8月27日開催の墨田区教育委員会において文化財登録された本件の文化財については、墨田区文化財保護審議会より指定文化財とするよう提言を受けていた(別紙参照)。

そこで、文化財登録完了後、地域教育支援課が近世建築の専門家に依頼して、あらためて保存状態調査を実施した。この結果、躯体それ自体に大きな問題は認められないものの、経年的劣化による各所構成材料の脆弱化、損傷、欠損等がいくつかに認められることから、所有者による継続的な補修の実施が必須になるとの診断を得た。

以上のことから、墨田区内においては希少価値の高い当文化財をさらに墨田区の指定文化財とし、所有者に対してより積極的に保存のための措置を講じるよう促すこととしたい。このため、墨田区文化財保護審議会に当文化財を指定文化財とすることについて意見を求める。



「隅田川神社社殿」前景

## 別紙

## 文化財の登録（答申）

登録番号	1-104	所有者	宗教法人隅田川神社（代表役員 井狩司）
種別	有形文化財（建造物）	住所	墨田区堤通二丁目17番1号
名称	隅田川神社社殿	管理責任者	
員数	本殿・幣殿・拝殿各1棟	住所	

構造形式	本殿・幣殿・拝殿から成る複合社殿（権現造）
設計施工	本殿・幣殿：手塚伊織 拝殿：酒井兼次郎・手塚巳之助・手塚源次郎
法量	社殿 本殿：正面一間、側面二間、背面二間 幣殿：正面一間、側面二間 拝殿：正面三間、側面二間
材質	檜・樺（明治期の記録による）

隅田川神社社殿の構造形式は、正面一間・側面二間・背面二間の本殿（入母屋造、銅板瓦棒葺、正面の縁部分は幣殿の中、本殿側一間に造り込まれる）、正面一間・側面二間の幣殿（切妻造、銅板瓦棒葺）、正面三間・側面二間の木造平屋の拝殿（入母屋造、銅板瓦棒葺）から成るいわゆる権現造の複合社殿である。概要は、議案に示されたとおりである。

建築経緯と建築年は、現存する棟札に示されたとおりである。安政江戸地震によって旧社殿（嘉永元年〔1848〕の再建建物）が倒壊したことから再建されたもので、拝殿が安政5年（1858）、本殿・幣殿が元治元年（1864）に建てられたものと判断される。破風など屋根飾りのほか、暮股や虹梁の彫刻、脇障子の彫刻板等、豊富な装飾的要素も江戸時代後期から末期の特徴を表しており、建築年代に符合する。

以上のことから、隅田川神社社殿は、総じて建築当時の意匠を備えた近世建築物だといえる。保存状態も良好である。今後も総体的に保存され、活用されてゆくことが望まれる。よって、隅田川神社社殿を墨田区登録有形文化財に登録し、保護の対象とすることは妥当と判断される。

なお、隅田川神社社殿は、建築年が明確な近世建築であり、墨田区内では希少価値が高いことから、間を置かず指定文化財に指定するよう提言する。

6 墨教地第 8 1 号

令和 6 年 5 月 1 0 日

墨田区文化財保護審議会

会長 中野 達哉 様

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之

墨田区登録有形文化財を墨田区指定有形文化財に指定することにつ  
いて（諮問）

墨田区文化財保護条例第 2 3 条第 2 号の規定により下記のとおり貴審議会の意  
見を求めます。

## 記

### 1 文化財の種別及び名称

墨田区登録有形文化財（建造物） 隅田川神社社殿

### 2 概要

別紙のとおり

## 寄付者への感謝状の贈呈について

### 1 趣旨

区立小・中学校に対し、R 団連すみだりサイクル協同組合から、生理の貧困に係る問題解消の一助として、衛生用品の寄付があったので、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第1号の規定により、寄付者に対して感謝状を贈呈し、感謝の意を表する。

### 2 贈呈対象者

R 団連すみだりサイクル協同組合  
代表理事 木内 茂樹 氏

### 3 寄付物件

衛生用品（ナプキン） 300袋  
116,600円

### 4 贈呈主体

教育委員会（教育長名義）

### 5 贈呈日

令和6年3月31日

なお、寄付者の希望により贈呈式は行わず、郵送により対応した。

## 学校運営協議会委員の任命について

### 1 墨田区立八広小学校 学校運営協議会委員一覧

	氏名	役職等
1	坂井 正廣	学校運営協議会長、吾孀二中地区育成委員会委員長
2	須貝 利喜夫	墨田区行政相談委員
3	石崎 俊一	保護司、八広あずま町会長
4	小野 俊一	墨田区青少年委員
5	谷 眞宏	民生児童委員、八広六丁目東町会長
6	中山 竜一	八広はなみずき児童館長
7	泉 和典	P T A顧問、吾孀第二中学校 P T A会長
8	佐々木 健至	P T A顧問
9	藤田 章弘	P T A顧問
10	橋本 亮	P T A会長
11	金澤 里美	八広幼稚園長
12	勝田 光徳	校長

### 2 根拠規定

墨田区学校運営協議会規則第8条第3項

協議会の委員（以下「協議会委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

保護者

地域住民等

対象学校の運営に資する活動を行う者

対象学校の校長

対象学校の教職員

学識経験者

前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

### 3 教育長の臨時代理

本件については、令和5年度中に委員の推薦を受け令和6年4月1日付けで任命を行うべきところ、委員の推薦に時間を要したため、令和6年4月27日の学校運営協議会までに教育委員会を招集するいとまがなかったことから、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和6年4月23日付けで教育長の臨時代理により決定した。

(様式 卒業式) **令和5年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書**  
〔墨田区教育委員会〕

- 1 学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
特別支援学校(0)校  
卒業式実施校数  
小学校(25)校、中学校(0)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
特別支援学校(0)校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)~(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず 会場内掲揚	エ 舞台上 使わず 会場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	0校	0校	0校	0校	25校	0校	0校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等		(6) 式次第	
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テーブ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	25校	0校	0校	25校	0校	0校	25校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	0校	0校
中学校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒(在校 生も含む。)が正 面を向いて着席
小学校	25校	0校	0校	0校	0校	25校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

(様式 卒業式) **令和5年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書**  
〔墨田区教育委員会〕

- 1 学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
特別支援学校(0)校  
卒業式実施校数  
小学校(0)校、中学校(10)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
特別支援学校(0)校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)~(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず 会場内掲揚	エ 舞台上 使わず 会場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	0校	0校	10校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等		(6) 式次第	
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テーブ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	9校	0校	1校	10校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正 面に演 台を設 置し実 施	ノ 演台を 設置せ ずに実 施	ハ 児童・ 生徒(在 校生も 含む。)が 正面を 向いて着 席
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	0校	0校	10校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

(様式 卒業式) **令和5年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書**  
〔墨田区教育委員会〕

1 学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
特別支援学校(0)校  
卒業式実施校数  
小学校(0)校、中学校(1)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
特別支援学校(0)校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)~(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず 会場内掲揚	エ 舞台上 使わず 会場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等		(6) 式次第	
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テーブ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校	1校	0校	0校	1校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正 面に演 台を設 置し実 施	ノ 演台を 設置せ ずに実 施	ハ 児童・ 生徒(在 校生も 含む。)が 正面を 向いて着 席
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

(様式 入学式)

令和6年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

[墨田区教育委員会]

- 1 学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
特別支援学校(0)校  
入学式実施校数  
小学校(25)校、中学校(0)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
特別支援学校(0)校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)~(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	0校	0校	0校	0校	25校	0校	0校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	25校	0校	0校	24校	0校	1校	25校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	0校	0校
中学校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生 徒(在校 生も含む 。)が正 面を向 いて着席
小学校	13校	12校	0校	0校	0校	25校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

(様式 入学式)

令和6年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

[ 墨田区教育委員会 ]

- 1 学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
 特別支援学校(0)校  
 入学式実施校数  
 小学校(0)校、中学校(10)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
 特別支援学校(0)校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)~(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	0校	0校	10校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	10校	0校	0校	10校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒(在校 生も含む。)が正 面を向いて着席
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	0校	0校	10校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

(様式 入学式)

令和6年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

(墨田区教育委員会)

- 1 学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
 特別支援学校(0)校  
 入学式実施校数  
 小学校(0)校、中学校(1)校、義務教育学校(0)校、中等教育学校(0)校  
 特別支援学校(0)校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)~(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校	1校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

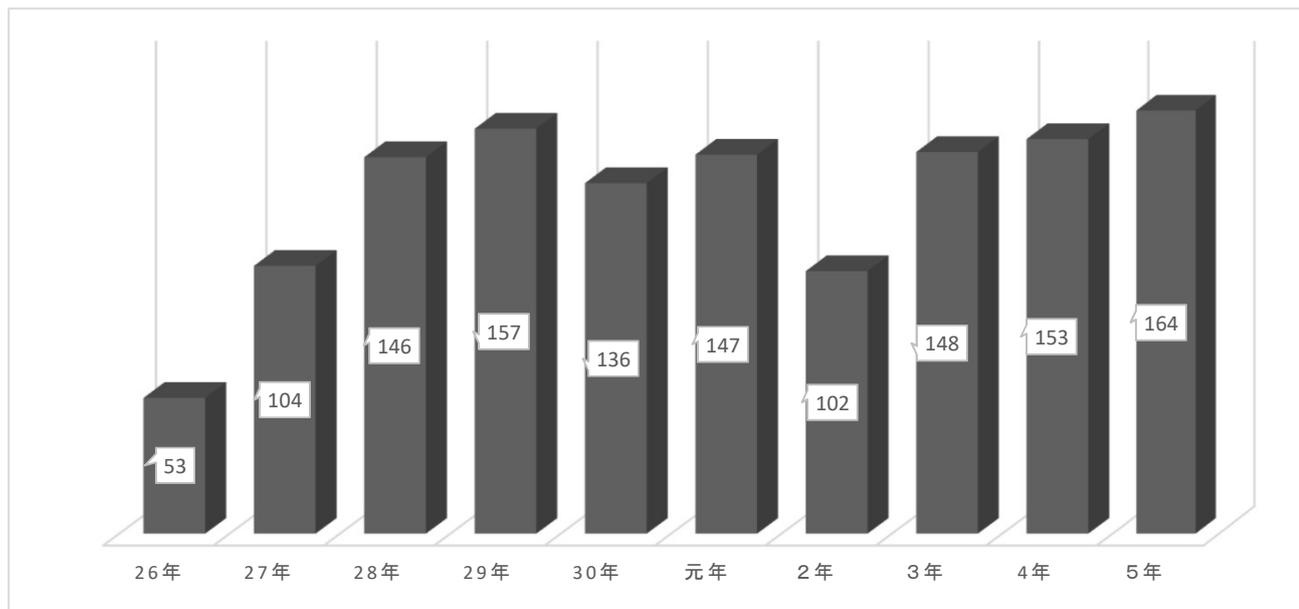
国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒(在校 生も含む。)が正 面を向いて着席
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

## 1 一般事故について

令和6年3月末現在

## (1) 過去10年の事故発生件数



## (2) 令和5年度の状況(3月末現在)

## ① 事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	3	0	3
小学校	101	7	108
中学校	53	0	53
合計	157	7	164

## (参考)令和4年度 事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	12	1	13
小学校	97	4	101
中学校	39	0	39
合計	148	5	153

(令和5年3月末)

## ② 事故発生場所の内訳

区分	廊下	校庭	階段	教室	プール	体育館	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	3	3
小学校	8	32	1	31	1	8	27	108
中学校	3	21	1	6	0	16	6	53
計	11	53	2	37	1	24	36	164

## ③ 事故発生時間帯の内訳

区分	始業前	授業中			休み時間	放課後	部活動	行事等	下校後	計
		実技等	教科	その他						
幼稚園	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
小学校	9	27	8	3	41	8	0	4	8	108
中学校	0	15	0	0	11	1	19	7	0	53
計	9	42	11	3	52	9	19	11	8	164

## ④ 事故者の学年別内訳

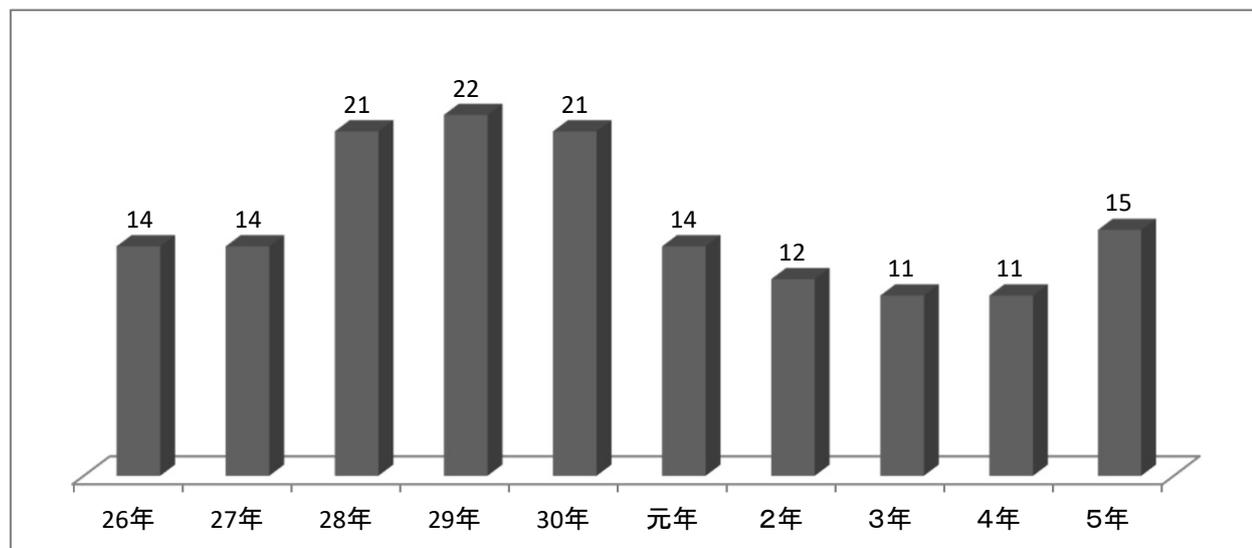
区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	3	14	10	20	8	12	14	16	12	10	119
女子	0	0	5	1	5	1	10	6	10	4	1	43
計	0	3	19	11	25	9	22	20	26	16	11	162
	3		106						53			

※件数が事故者が164で事故者が162なのは、理科室での薬品による事故者の人数が不明のため(緑・一寺で、1件ずつ)

## 2 交通事故について

## (1) 過去10年の事故発生件数

交通事故の発生件数(過去10年間)



## (2) 令和5年度の状況(3月末現在)

## ① 事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	7	8	15
中学校	0	0	0
合計	7	8	15

## (参考)令和4年度 事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	1	1
小学校	1	9	10
中学校	0	0	0
合計	1	10	11

(令和5年3月末)

## ② 事故発生場所の内訳

区分	道路	交差点	横歩 断道	路地	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0
小学校	10	2	3	0	0	15
中学校	0	0	0	0	0	0
計	10	2	3	0	0	15

## ③ 事故発生原因の内訳

区分	飛び 出し	自転車 走行中	遊び中	歩行中	横断中	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	2	2	0	8	3	0	15
中学校	0	0	0	0	0	0	0
計	2	2	0	8	3	0	15

## ④ 事故者の学年別内訳

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	3	1	2	2	1	2	0	0	0	11
女子	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	4
計	0	0	5	2	2	2	1	3	0	0	0	15
	0		15						0			

## 東京都指定有形文化財の指定に伴う墨田区指定有形文化財の指定の解除について

### 1 指定の解除について

墨田区指定有形文化財（絵画）絹本着色五百羅漢図6幅は、令和6年3月25日に東京都文化財保護条例による指定有形文化財の指定を受けたので、墨田区文化財保護条例第8条第2項に基づき、墨田区指定有形文化財の指定を解除する。

### 2 所有者

宗教法人弘福寺（すみだ郷土文化資料館寄託）

### 3 指定解除後の取扱いについて

墨田区指定有形文化財に指定する前の墨田区登録有形文化財（絵画）弘福寺所蔵絵画資料134点の構成文化財に戻る。